

除雪作業に「ご理解」と「ご協力」をお願いします



冬期間の除雪作業は、緊急車両やごみ収集車両、物流車両、通勤通学をはじめとした日常生活に欠かすことのできない交通を確保する重要な事業です。先に実施した「住民満足度調査」でも除雪事業に対しては数多くのご意見やご要望をいただき、町民のみなさんの関心のある事業でもあります。

町ではそのご意見やご要望を念頭に、安全で円滑な道路交通を早期に確保するため、迅速かつ効率的に除排雪作業を行っておりますが、行政だけの除雪では作業に限界があります。町民の皆さん一人一人のご理解と地域ぐるみの協力が必要不可欠となりますので、特に今回お知らせする点について、皆様のご協力をお願いします。

早朝の作業に「ご理解」をお願いします

町道は、積雪がおおむね10cmを出動基準として、早朝4時頃より出動します。雪質や天候、降雪状況により深夜から、または日中に除雪作業を行うこともあります。

騒音や振動などでご迷惑をおかけする場合がありますが、ご理解をお願いします。

路上駐車はやめてください

路上駐車は除雪作業に支障をきたすばかりではなく、吹雪や夜間などには事故につながる恐れがあります。絶対にしないでください。

また、故障などで駐車する場合、降雪に覆われて確認できなくなることもありますので、除雪車やほかの車両に分るような措置を行ってください。そしてできる限り速やかに移動するようにしてください。

車道や歩道への雪出しはやめてください

車道は車の通る道、歩道は子供やお年寄りをはじめ車を使わない人が多く利用する道です。車道や歩道に投げ出された雪は交通の支障となる

② 強風等で吹きだまりができたとき
③ その他、町が必要と認めたとき

降雪中は、原則として除雪できません。道路除雪が終わった後に順番の除雪作業となります。

除雪サービス範囲

住宅玄関から公道までの間の間口除雪（通行可能にする範囲のみ）

サービスの対象と認められない方、サービス以上に広範囲に除雪してほしい方などは、除雪作業を行っている建設業者や津別町人材活用センターなどに除雪を依頼してください（有料）。

除雪サービスの問い合わせ先

- ・保健福祉課福祉担当
☎ 76-2151
- ・津別町人材活用センター
☎ 76-1303

国道に関するお問い合わせ

- 北海道開発局網走開発建設部
北見道路事務所
☎ 0157-36-2281
- 道路に関するお問い合わせ
北海道オホーツク総合振興局
網走建設管理部 事業課
☎ 0152-41-0740
- 町道に関するお問い合わせ
建設課 ☎ 76-2151
- 除雪センター ☎ 76-2739

ばかりか、わだちが生じてハンドルを取られる、歩行者が車道を歩かざるを得ないなど大変危険です。

また、除雪車や排雪作業車に向かって雪を出すのもやめてください。「雪を持って行ってほしい」という気持ちはわかりますが、各家庭や事業所敷地内または指定の雪捨て場へ搬入してください。

道路の適正な使用にご協力ください

自宅前や車庫出入口に設置物（車両用スロープ台、看板用ブロックなど）を置かないでください。作業の支障や事故の原因となり、大変危険です。

除雪車には近寄らないでください

除雪車に巻き込まれると大きな事故につながります。常に「安全」を意識した作業を行っています。後方など除雪車には死角が多いことから、絶対に近寄らないようお願いいたします。特に子供に対するご指導をお願いします。

また、除雪車がセンターラインを越えて作業をしたり、急に停止、後進したりする場合がありますので、ご注意ください。

除雪に関するQ&A

Q どうして除雪車は玄関前に雪を置いていくのか？
A 除雪車が道路の雪を押し、こぼれ出しましたためです。

除雪は、車両と歩行者の交通確保を目的に行っていますが、除雪車が通過した後に、玄関や車庫前の路上に雪の塊が残ってしまいます。

これは、除雪車が道路の雪を押し、こぼれ出るもので、限られた時間と除雪車の台数で作業を行っていることをご理解していただき、こぼれた雪の処理は各家庭で行っていただくようお願いいたします。

Q 除雪車がなかなか来ないのはなぜ？
A 除雪は優先道路から行います。町道全ての除雪を行うには6時間以上の時間を要します。

除雪は通学路、バス路線や主要公共施設に隣接する道路などの1級2級の幹線道路や集乳路線を優先し、その後、順次住宅密集地内の生活道路や活汲、相生地域の町道除雪を行います。

除雪車の台数に限りがあることから、幹線道路と比較すると遅れることをご理解願います。

除雪サービスについて

ご家族での除雪が困難で、町内に子どもがいなく支援を得られない方、かつ、ご近所・自治会での援助を得られない虚弱な高齢者や障がい

者の方のうち、町や民生委員が必要と認めた方が対象です。

除雪サービス出動基準

① 積雪量がおおむね10cm以上に達したとき

